

刑 事 訴 訟 法 (50点)

Xは、A宅での住居侵入・窃盗事件（以下「本件」という）について起訴され、公判審理を受けている。以下の（１）から（４）までの各場合におけるそれぞれの証拠に、証拠能力が認められるか否かについて、論じなさい（なお、（１）、（２）、（３）は、それぞれ独立のものとして考えること）。

- （１）本件の捜査段階での警察官によるXの取調べに際し、警察官が「A宅に遺留された指紋がXの指紋と一致した」旨の発言をしたが、実際にはA宅に指紋は遺留されていなかった場合において、警察官の上記発言を信じたXが、それまで否認していたのを翻して行った、本件犯行を認める旨の供述
- （２）本件の捜査段階での検察官によるXの取調べに際し、検察官が「犯行を認めて反省すれば、本件以外のXが犯した窃盗事件についてはすべて起訴猶予にする」旨の発言をした場合において、検察官の上記発言を信じたXが、それまで否認していたのを翻して行った、本件犯行を認める旨の供述
- （３）本件の捜査段階で、逮捕の手续がとられていないにもかかわらず、警察官によってXが強制的に警察署に連行された場合において、連行後の警察署での取調べに際してXが行った、本件犯行を認める旨の供述
- （４）上記（１）から（３）までの各場合において、Xが、本件犯行を認める供述をするとともに、本件の盗品の隠匿場所についても供述したため、当該場所の捜索が行われ、その結果発見された当該盗品